



205189-000-8

特69-451

聖德太子御一代記

野村銀次郎

M20

EDV-0212

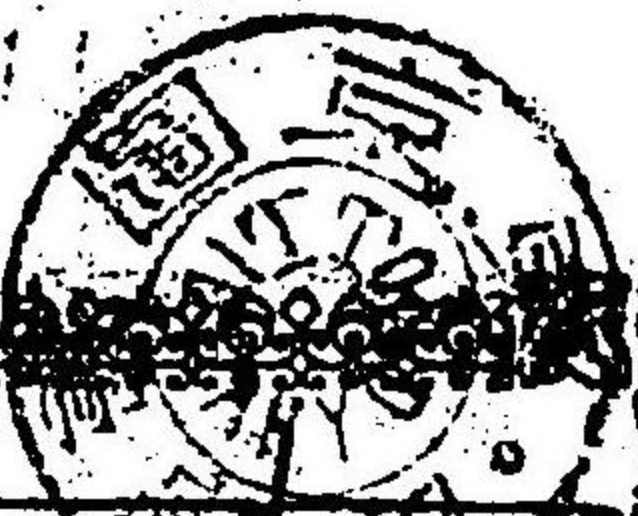


特C9

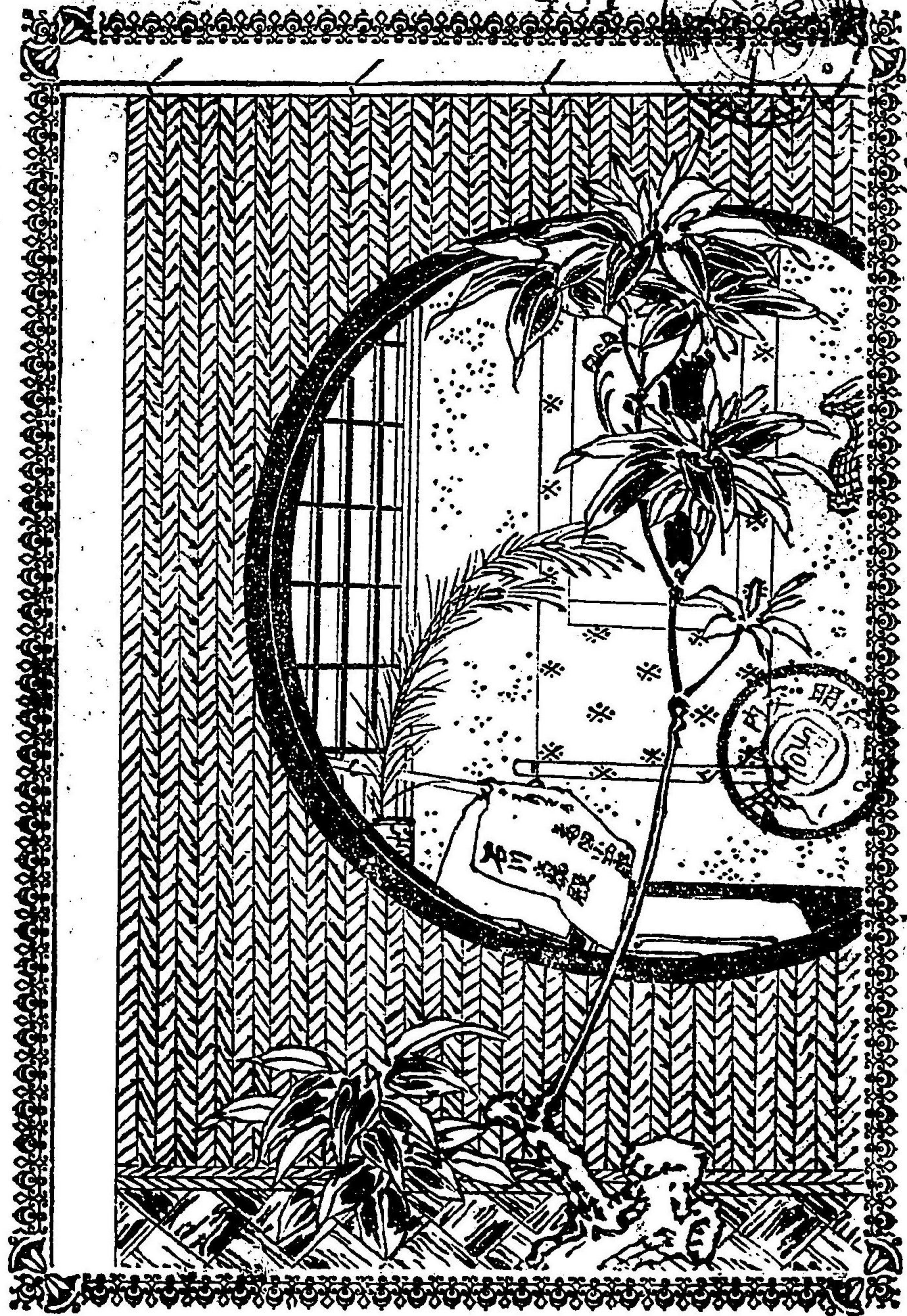
451

特 69

451



105081







欠

MISSING

胎内にて言聲外に聞ふ爾後敏達天皇即位元年壬辰正月元日后のつねより快くおほ玉  
ふにより許多の女孺と共に宮中を巡りて遊覽し玉ひ稍て厩の下にいたらせ給ふに忽此地におい  
て産の氣つきたまひ寢殿にいらせ玉ふ眠なく其處にて即ち御安産おらせられ聊の御惱もなく賦  
は御夢の覺たるが如く女孺の徒周章ふためき御誕生の皇子を抱き取又ハ后を介抱し奉り寢殿に  
入まいらせける此と宮中に隠れなく用明天皇此ときは未だ皇子にて渡らせ玉ひ 綱豊日尊と稱  
す御産中させ玉ふよし聞しめされ既産殿の邊に入らせ玉わんと后の殿中を敬覽あるに赤黄  
の光殿内を照らし異香宮中よ霧しければ大に異み左右の侍臣に對ひ宣ひけるハ此兒尋常の儀に  
あらずみやかに湯沐さすべしと先湯を引せ奉り給ふ當今敏達天皇にも殊更敏慮うるのしく御  
寵愛強からざりしとあり惣て此御子御身香潔にして殿中にいたれば恰も梅壇の林に入が如く又  
抱奉る所の宮女らの匂ひ自ら身にうつり日を重ぬといへども香氣散ず宮女たがひ許ひていた  
き奉りしとぞ又厩にて降誕せしませし故御名を厩戸の皇子と稱し奉る然るに正月中旬瓊岐國  
より表を捧げ一の壘ある瓢を獻る群臣參内して其奏する所を聞に同國羽香郡縣主物部兄督  
といふものあり彼が園に一株の椿あり其下に忽然と一瓢の蔓生じ次第に長じて花咲きしに一の  
瓢ありて二となし里俗ただ奇みいがあるをやらんと評するうち間なく一の瓢を結べり其形大

にして甕に似たり諸人まずく奇み見所は瓢の腹に人の形幾許もあらわれ其上に文字あり是其人の名なり又其余に素の字あり圖といひ文字といひ一段高く文字の勢ひ人物の妙しきといかある名筆名畫といふとも及ぶ所に非ず國中此とを傳へき見る者市をなしける時に一ツの神蛇其長さ六尺はかりなるが現れ來りて彼甕を繞ひて瓢を守り人を甕に近づけず見るもの是を畏れ敢て近よる者なく冬に至れども瓢の蔓枯す青々として一葉も落となく雪積れども少しも凋せず曾て其蛇も去となし其折からに兄磨か家に牝馬あり孕むと十二月にして師走十五日に子産り此駒の形尋常ふかはり頭は龍のごとく背に鱗甲を生じ生れて乳をのみず圖に出て彼瓢の葉を喰始のほどは蔓の本の葉をくらひ後に蔓の末葉まで喰ひ盡すふいたりて神蛇は瓢を譲りて飛さりぬ諸人しはく異む所に當年正月朔日に彼駒瓢の蔓を喰きり兄磨か家に喰入歸りて之を憤忽空中に昇り雲をふんで飛去り畢ぬあまりに奇怪の義よつて赦覽にそなへ奉ると奏するよそ天皇およひ群卿奇代の珍事ありとて稍て伴の瓢を赦覽あるに人物の圖文字のいさほひはなつた妙なり天皇宣く朕つらく案するに是月朔日厩戸の皇子誕生の形勢前代未聞のと共なり是の子の生ずる靈瑞にてこそ有へけれ急ぎこれを皇子に見せよと勅し玉ひけれ侍者等瓢を携皇子の侍殿にいたりその瓢を奉りけれ誕生の後いまだ廿日にも及び玉わす襦袢の中に花はしければ

彦媛母瓢の蔓をどつて彦手のほとりにはさし寄ける皇子區鷹の其日より曾て左右の彦手をひらき玉わす彦父豊日尊を始め奉り心ならず坐せしに今日瓢を奉るにおよんで莞爾と笑を含み襦袢の中より右の手を出し蔓を手に採んとしたまふに此時右の手自然とひらけ御手の中より瓢の種一粒落されけり傍の人々のこころも如何と異むに其まゝ瓢の蔓に手をかけて引寄るとくし玉へばさしも甕のごとくある瓢の僅に嬰兒の力に引れ坐を離れ既よ瓢の頭のかた蔓の付たる所より蓋の如く或ハ杯のごとく破離離なるか中よと一團の瓢舞ぬけ出たり群臣是を蔽て見るよ一の種の脱出たる蹟あり只今皇子の掌の中より出し給ひし仁をもつて其蹟へ納め見るに更に毫末の差となく扱こつ此瓢の仁ありと儼然たり今既よ右の御手は披きつれども猶左の御手はひらきたまわす群臣まずく奇なりとせり正く聖人降誕の奇瑞乾圖を握りて生るゝとこれら

の事をや言すらん「此瓢後の世までつたり初笑の瓢とも又賢聖のひさごとも稱し大和國法隆寺よつたへたり栴かのひさご現れたる處の人物の孔子榮啓斯鬼谷子蘇秦張儀東園公綺里季夏黃公角里先生等九人の圖なりといへり」

〔第二〕 蝦夷寇三東郡一並魁帥枝檜威恩歸款。任那再興太子議論並素河勝之傳。同年首夏にいたり皇子僅に四月にて能言人事を曉りたまふ群臣只皆恐敬ふ翌二年癸の己のとし皇子二歲

にあらせ給ふ二月十五日(佛涅槃の日に)當て掌を合て東に向ひ南無佛とて入給ふ此とき右の御手ひらきて舍利一粒掌心より出たり其大さ菽粒の如し(今尚法隆寺に有て什寶といふ)皇子五歳にあらせ給ふ時より文筆の書法を學ひ給ふに一たび筆を揮ひたまへば自然に筆法備り又諸の博士ら經典をよみ習わせ奉るに一回教へまいらせば復とひ給ふことなく記憶したまひ解も其義理をよく識りたまふ故に之を恐ると云者なし七歳よならせ給ふ時奏して曰く毎月六齋日ハ諸天國の政事を檢察す乞願ふ天下をして殺生をなすとを停止せしめんと帝よろしく聞召し是を制し給ふ天皇十年辛丑のとし皇子十歳ふかりせ給ふ聰明日々益し月にしたがひ一をもつて方を悟りたまふしかるに春二月蝦夷の國人共反き既に東國の界所々の地を侵し切め寇をなす事甚し邊境の早馬駭浪を打て朝廷よ注進せり

蝦夷の地は本朝陸奥國より東北の方にあたれる海中の島あり此國人鼻の下鬚長く蝦といふ魚の形に似たれどて(えみし)と言ひし詞の助あり又蝦魚をも昔ハ(るみ)といひり後世にいたり(るび)と誤り稱るものとそ是によつて蝦夷國も昔ハ(るみ)といひしが夫を後に(るびす)と唱へ又誤りて(るそ)といへるなり諸此國は皇國とハ海を隔て一種の夷地にして其性はなはだ勇悍なり尤土地に五穀を生ぜるとかく凡北方の寒國なり北ハカイサカノ國に近く又

カラフトよも通ぜりとそさる程に秋の半より冷氣つよく嚴寒にハ指を落とが如く故に五穀登ず國人穴を穿つて其中に栖り(今ハひらけて家をつくりて住るあり)鳥獸魚鱉の肉を食とし鳥獸の毛を以て衣とせり(今はあつしといふ木の皮にてをりしあらき布を衣とし又諸國の古着をも著ず)親子兄弟を別たす交合し又諸の鳥獸をとるに弓を以て射とる(弓は竹をたへめて弦をはり竹けづり灼りて鏃とし其鋒に(ぶす)といふ毒藥をつけ射るとなり尤竹の鏃なれども毒藥甚しきにより熊のあゝの如き猛獸も毒にあたりて忽ちたをれざるハあしト云)然るに上古より皇國に敵し十二代の聖主景行天皇の御宇にハ既に陸奥常陸の邊まで侵しおのれが國に班たりしより皇子日本武尊に勅して吉備の武彦大伴武日連と共に蝦夷を誅しその首將たる島津神國津神といへる者を擒としましける夫より降参して皇國に伏せしかども猶時々は蜂起し陸奥出羽に攻入邊界を侵せり

俗も蝦夷の逆亂注進によつて朝廷よは群卿ことごとく朝参あつて皆一統に奏し給ひけるハ蝦夷むかしより稍もすれば王化に及び邊鄙の地を侵すと安がらず速に誅戮を加へられ然るべしと申されしに厩戸の皇子耳をかたむけて聞しめされ天皇にむかひ奏し給ひけるハ小兒の身として國の大事を議せんと恐あるは似たりといへども若天兵を下され僅に千人二千人の首を斷その首た



るもの五十人七十人を召捕れ一端は降参いたすべけれども年を経ては又起ること有べしと深く敵地に入て蝦夷の種類を盡さるゝとき不仁あり兒か意をもつて思ふに如何にもして大毛人(大將をいふ)一兩人を召れ教諭を加へ重き盟を立てて後本國に放ちかへし重く祿を賜りなば心に伏して永く背く事候ふまじ方一召れて参らざる時の誅を加へらるゝとも遮かるまじと奏し給ひしかば天皇甚感願ましし頓て官兵を蝦夷へ下され大毛人綾糟を帝都に召れ詔を下して宣ひけるは往昔大足彦天皇(景行帝の御事)のとき爾が國すてよ王化に属しざりしにより誅を加へたまひ殺すべきは殺し赦すべきは赦したまへり其時永く背き奉るまじきよし盟をさせしよ其後稍もすれば朝廷に背くにより今の前例より首を刎らるべしと有ければ綾糠大に恐れ若命を助け放ち返し玉ひなを永く盟を立て背き奉らじと申により此旨許容ありける渠此時泊瀬の川の中流に於て水を浴三諸岳の方にむかひ口噉き盟て曰く自今子々孫々にいたるまで若天皇に背奉ることあらば天地の諸神もろともに吾蝦夷の夷種を盡し玉へと盟をたゞき盟ける斯く綾糠に多くの祿を賜りて本國にかへしたまひ是より後は蝦夷永く背くとおかりしとなり誠に皇子の聖智すぐれさせ玉へるが故に官兵を動かし劔戦血を染るにおよばず僅に一言の芳思も伏して飯りぬ又十一歳にあらせたまふ年の二月平日皇子の御傍に侍る處の童子等三十六人あり一日後國よ於

て續れ遊び玉ひ試みに左の方に十二人を立右の方に十二人を立剛陳となし玉ひ都合廿四人の童子に汝等髪を齊しくも銘々に思ふ處を問べしと宣ひければ六十四人一同に髪を長くし短かくして心々思々あるひは戯れ言あるは國家の政事又經典の中に有と共難問し奉るに詳かに聞しめい分られ彼がいふ處は如此是が問所の斯々と一々尋る所に對してたへ玉ふとさらば毫末も誤なかりき童子ども大に驚歎し家に歸りて其父母に語りければ敢て實とせず日々にささし難問を作りて問しむるに緒をとつて分るが如く少しも滞なく條理明白たり諸人いよ驚き誠に神に通じたる皇子かきと世の人これより豐耻耳の皇子ども又耳聰徳皇子ども申せしとかや敏達天皇十二年癸卯としにあたり西蕃の諸國平かにたさまり急を告る事もなかりけるしかるに先帝(欽明天皇)崩御の際にのぞみ當今聖主(敏達天皇)に對し抑置れけるは夫任那國は往昔御間城入彦天皇(人皇十代崇神天皇の御事也)の御代より代々朝廷に仕へ忠を盡し一度も背くとおかりしを新羅子の嗣を絶し今にては百濟高麗のみ新羅の爲に勢を挫かれ新羅獨り威を振へり朕いかなどもして新羅の切とりたる任那の地を取かへし任那王の子孫をもとめ其末を興さんと思ひしかども果さずあて身没こと今は一の恨まれ皇子天位を踐て後一たび任那を興し給へ努く遠誠を忘れ給ふことなかれと宣ひ終りて崩御を給ひぬ當今踐祚文士々年々に此とを仰出されしかども何と

まく春秋うつり更りて既に十二年とぞ成にける今年春二月の日諸王および群臣をめぐれ仰出  
 されけるの朕不徳をはからず先帝の慈を以て賢位に昇り常に皇考の恩を報じ奉らざることをお  
 もふことを崩御にのそんで任那の遺裔と興すべしと詔に遺詔を賜りながら誅討の弊を闕て今年  
 はたよべり朕いかなる計略をもつて新羅を亡し任那をたてんや卿等々の思ふ所を盡して議論す  
 べしと勅問ありといへども諸王群臣いづれも口をつぐんで一言もあし此とき既戸皇子當年十二  
 歳つねに帝の側にましくけれハ天皇皇子と顧たまひ故幼稚なりといへども才機凡夫よあらず  
 此事いかも思ふやと宣ひしがの皇子袖かき合せ罷て奏したまひけるは臣幼年ある上に不敏あ  
 り如何して斯の如き御大事に預り申へざ然れども黙して思ふ所を奏せざらんは却て恐れあり先  
 此一義を度んどの御事あらんには賢才寡智の臣を召され其計略に従ひ玉ふこそ宣しからん臣承  
 る今日濟國の達卒日羅(達卒の官名位は二品にあたる日羅は名こそいふ者あり才智諸人に勝れ  
 兵を治ると玄妙不測の業あり武勇も世に秀てたりと承れば此ものをめされ勅問ありて宜しから  
 ん此ことの臣が父の尊の高祖の天皇の在位に坐せし時常に御側に侍りし秦河勝といへる臣あり  
 渠日羅かこととよく知れり河勝を召れて其人と爲を聞し召さるべしと奏し玉ふよぞ即ち河勝を  
 朝廷に召れける

秦河勝は其父祖 詳かならず欽明天皇三十三年 壬午の歲秋七月八日丙子天皇の夢に一人  
 の神人々の狀天子の儀あるが北面して天子を拜し我は是秦の政皇帝あり我常に大日本國を  
 したふ乞願くの天皇の寶國に來り皇帝の臣となり國家の爲に忠を盡すべし我に一人の臣あり  
 其名斯大臣と申す彼先達て此地に來り今天子の寵臣馬子の宿禰これありと申終るとひとしく  
 御夢はさめたり翌朝に至りて博士を召れ秦の政皇帝其臣に斯大臣といふ者ありや詳かに考  
 へよと勅命あり博士謹て奏しけるは政皇帝と言は侍らず然れども秦とあるうへの熟考ふ  
 るに秦の始皇帝あるべし始皇帝の諱を政と申斯大臣の李斯といふ人あり此人指書を作れり決  
 して是あるべると申すにそ天皇始て信り給ひ甚だ怪しき事に思召けるとなり此日より大雨降  
 るまると篠を投るに異ならず七日の間少しも止とあかりき是に依て洪水漲り出て八日に  
 て雨止けり此時泊瀬川をびたしく水溢れ三諸の丘の麓大崩れ忽然として崩れたる地より  
 一の大壑あがれ出三輪の社の廣前にいたりて止りぬ村民等是を見附つて群集て見るに口あき  
 驚ありこは怪しと甕を傾け伺ひみるとき甕の裏に嬰兒の位聲聞たり諸人驚きをそれ皆々甕  
 を捨て逃さるけりやがて天降に達し速かに携來るべしと勅ありければ甕を階下に奉る天  
 皇最前に盤告を敷き給ひてより既九日にあたり有可と課せかの甕を破りて放歸あるに一個

の男子ありりれ出たり其容端正にして面は素玉のごとく群臣らの一々怪すといふとよし此  
とき天皇夢中の奇異を語らせ給ひ是彼政帝あらんとて養育を加へ給ひ則姓を素と玉はり河よ  
り出る理りを以て河勝と名附たまふ成長にしたがひ才智俊敏にして世に勝れ誠に希代の智臣  
あり後に欽明天皇この河勝をもつて厩戸皇子の御父用明天皇に附させ給ひ爾後厩戸皇子に従  
ひ奉れりと云々

新撰姓氏録よ秦始皇帝三世にあたりて孝武王といふ人あり其子功滿王といふ者仲哀天皇の八  
年に我國の化をもちたひ來る此時功滿王よ附従ひ來る民二十七縣の人其數はあへた夥し是等  
の者金銀帛玉の類ひを献り皇國にとりまじり此輩を養ひ絹を織との速ある法を教ゆるにより  
仁徳天皇の御宇にあたりて彼等を諸郡に分ち置給ひぬ然るに後綿絹の類を夥しく帝に献り  
しより綿絹の人の肌膚暖むるものあればとて其功を賞たまひ功滿王の裔に波多といふ姓を  
賜りぬ是によりて秦の字をもへたと訓りとかや秦氏太秦氏みな同姓にて河勝も其裔の如く聞  
ゆと云云

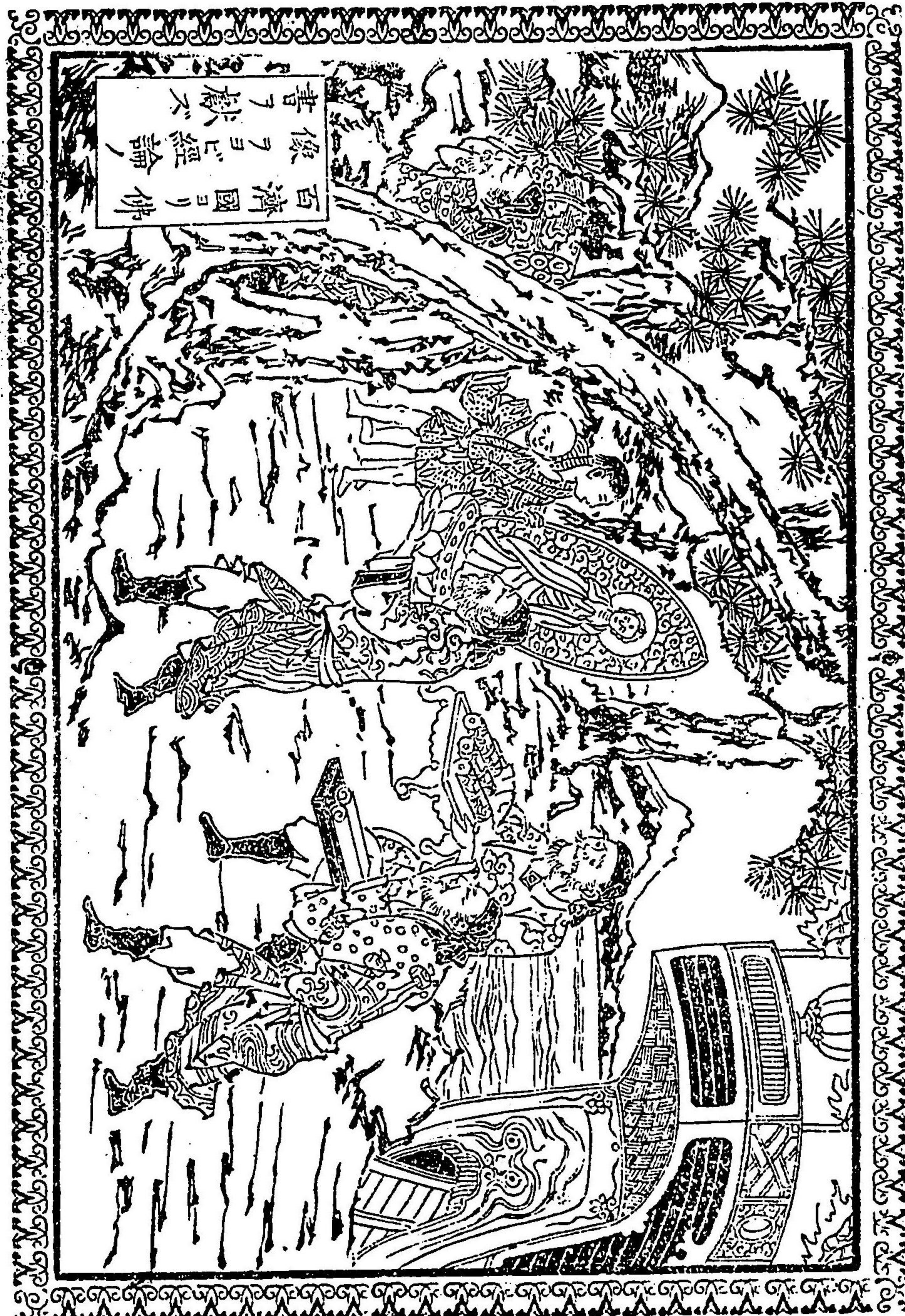
聖徳太子は秦の河勝が怪生して十一歳よなれる年誕生し玉ひ十二歳にわたせ玉ふとき河勝  
ハ廿二歳あり然るに太子河勝を深く昵せ玉ひ河勝假初にも又太子の側を離奉らす其上太子

降臨の時よのみ讚岐國兄啓が家より獻りし靈妙の瓢に秦の宇忽然と現しも深所以ある事あ  
るべし

一説に河勝大甕の中より怪生せしこと恐くは偽説なり此より先秦漢あよひ三韓の人時々來朝  
して皇國にとりまじり住する事あり秦氏漢氏百濟氏等なり人王廿二代雄略天皇十五年秦の酒公  
に姓を賜つて宇都麻佐といふ蓋秦の河勝も亦其秦氏の苗裔ならん乎河勝性質敏悟にして異域  
の舞樂を習得するのうへ聖徳太子に従つて和學を作る凡樂家者流河勝を祖とす又一書に河勝後  
終に自ら小船に乗て西海に泛び播摩の浦に著す其形相不生不死の如し里人以て奇怪とす遂に  
赤穂郡坂越に終る則ち神に祝ひ祠を立て之を祭る今大酒の神社と號す(或は大倅とす)云云後  
冷泉帝治暦四年正一位を授くとあり當社の縁起を天和二年吉田卜部兼連の筆と見へたり(人  
皇三十代欽明天皇の御宇には都を大和國刺の宮に遷し給ひ三十三代敏達天皇御宇には同國  
語田幸玉宮又磐余池邊雙槻の宮に遷し賜へりと

〔第三〕 河勝奏日羅素姓 並 吉備羽鳥渡百濟 日羅來朝賜太子 並 太子親日羅相示劍難  
さる程に河勝ハ召に隨ひ參内し謹で階下に平伏せり中臣勝海の太夫勅を奉り河勝ハ對ひ主上先  
帝の御遺詔より新羅誅伐の御氣色あり夫につき百濟國の日羅は才機軍略衆に超たる事をも敬

聞し達し汝往昔故あつて日羅が人と爲を相しるよも即今日羅を以て將軍と拜せられ新羅誅伐を  
 任せらるゝに於ては其功を顯すべきや否や詳かに奏聞をべしと有けれハ河勝部下に畏り臣いま  
 だ幼稚の時百濟國の調使本國へ歸る御護送使の人に隨ひ彼國の日本府に至り日羅に交ること凡  
 一年ばかり日々に教を承才機人と爲を能存知候ふ元來此人ハ吉備津彦の命の男三井根子命の末  
 葉にて代々肥後國に住し葦北の國造阿利斯登が子あり阿利斯登は小廿瀬稚小雀天皇（武烈天皇  
 ハ多事あり）の弟代百濟國の幸として彼國に渡り彼土に於て官人の女を妻とし日羅を産り其  
 後阿利斯登の任つて、本國に歸ると其妻より日羅を興へ彼國に殘し置本國に還り夫より日羅百  
 濟に在て人と成晝夜書籍に眼をさらし普く天下の書と云もの見ずといふ事あり故に國王の爲  
 に抽んで用ひられ官達卒に任じ國の政事に預り候ふ智謀人に超力量あるのみか奇異甚だ多く第  
 一渠が身より光を放ち熟睡する時ハ側より伺ひ見るに全く螢火の眼赫がとく人と面を見合すと  
 きハ眼中より金光おらわれ直ちに人の眼を刺か如く其余人の相を觀て吉凶禍福を告るに一とし  
 て進ふことあり世に珍しき人物あり勅をもつて召れおは來朝すべし若新羅誅伐の儀を勅し玉は  
 渠究めて思量あるべしと具に日羅が徳を奏しけれハ物部守屋大連蘇我馬子大臣に仰て勅書を  
 作らしめ御喚使として紀伊國造押勝吉備の海部直羽嶋兩人をぞ下されける其後押勝羽島百濟よ



像ヲヨビ經論、百濟國ヨリ佛

り還<sup>かへ</sup>る臣等彼國に至り勅旨を宣<sup>のたま</sup>ふといへども百濟王日羅が賢<sup>けん</sup>あるをもつて若<sup>ごと</sup>は朝廷に止<sup>とど</sup>めて還<sup>かへ</sup>し  
臣はさる事を察<sup>さつ</sup>しけるにや臣等累りに論ずといへども固<sup>かた</sup>く辞<sup>こと</sup>し敢<sup>あ</sup>て承伏仕らずと奏<sup>そう</sup>しける天皇  
いよく香<sup>か</sup>しく思<sup>おも</sup>ひ召<sup>ま</sup>れ種々教智をめぐらされ重ねて羽鳥一人は仰<sup>おほ</sup>め玉<sup>たま</sup>ひ汝竊<sup>せう</sup>も彼土よ渡り  
何にもして日羅が家に訪<sup>まも</sup>ひ朕が賢<sup>けん</sup>を慕<sup>した</sup>ふの實<sup>じつ</sup>を告<sup>つ</sup>げよ渠我國の恩<sup>おん</sup>を思<sup>おも</sup>は<sup>い</sup>忍<sup>しの</sup>びて來らんも量<sup>りか</sup>た  
し何れ對面<sup>たいめん</sup>して其志<sup>し</sup>しを伺<sup>う</sup>ひ來れと密勅<sup>みつちよく</sup>よしたがひ再び韓土に渡りける今般<sup>このん</sup>の唯何となく百濟  
の日本府の内に逗留<sup>まうらう</sup>し或日しのびやかに日羅が家にいたり門に立裏<sup>たてうら</sup>のやうすを伺<sup>う</sup>ふ所に一人の  
韓婦<sup>かんぷ</sup>ひそかに門の裏より出來韓語にて言<sup>い</sup>けるを汝が根<sup>ね</sup>を我根<sup>わかね</sup>の内へ入<sup>い</sup>よと言<sup>い</sup>て其儘<sup>そのまゝ</sup>走り入<sup>い</sup>り  
其意<sup>そのい</sup>を悟<sup>さと</sup>り婦人の跡<sup>あと</sup>につきてぞ入<sup>い</sup>にける三韓語にてい<sup>い</sup>去來我<sup>いざわ</sup>おとに隨<sup>したが</sup>ひて入<sup>い</sup>玉<sup>たま</sup>へと云<sup>い</sup>を我根<sup>わかね</sup>に  
汝が根<sup>ね</sup>を入<sup>い</sup>よといふと聞<sup>き</sup>へたり實<sup>じつ</sup>にあやしき語<sup>ことば</sup>よこそ此時日羅は堂を下り羽鳥を迎<sup>むか</sup>え再拜<sup>さいはい</sup>し其後  
一面に座をなせり日羅が聰明<sup>ちやうめい</sup>に於<sup>お</sup>て儼然<sup>げんぜん</sup>たり其身家の裏に在<sup>あ</sup>りながら羽鳥が勅使<sup>ちよくし</sup>として門外<sup>もんがい</sup>よ  
來<sup>き</sup>り不<sup>た</sup>心を識<sup>し</sup>り人を出<sup>い</sup>して請<sup>こ</sup>し入<sup>い</sup>如<sup>かく</sup>此<sup>この</sup>懇懇<sup>こんこん</sup>に禮<sup>れい</sup>をさすと神<sup>かみ</sup>も通<sup>つう</sup>ずと言<sup>い</sup>つへし此時羽鳥天皇の密<sup>みつ</sup>  
勅<sup>ちよく</sup>を演說<sup>えんせつ</sup>し懇<sup>こん</sup>も本國に求<sup>もと</sup>給<sup>たま</sup>ふ由<sup>よし</sup>を告<sup>つ</sup>げれば日羅再び日本の方<sup>よ</sup>に向<sup>む</sup>ひ恩<sup>おん</sup>を謝<sup>しや</sup>し臣<sup>しん</sup>が父固<sup>ちち</sup>より天朝<sup>てんてう</sup>  
のひと我<sup>われ</sup>幼稚<sup>ちやうじ</sup>にして父<sup>ちち</sup>の爲<sup>ため</sup>異域<sup>いよく</sup>に捨<sup>すて</sup>られ日々<sup>ひび</sup>に本國を慕<sup>たも</sup>ひ何にもして骨<sup>ほね</sup>を日本<sup>に</sup>の地に葬<sup>はな</sup>れん  
と希<sup>こ</sup>ふ事<sup>こと</sup>年久<sup>ねんく</sup>し天皇臣<sup>てんてうしん</sup>を召<sup>ま</sup>れんとならば禮<sup>れい</sup>を以<sup>も</sup>て召<sup>ま</sup>るゝ時<sup>とき</sup>ハ幾回<sup>いくわい</sup>勅使<sup>ちよくし</sup>を賜<sup>たま</sup>ふとも百濟<sup>ひやくせい</sup>の群臣<sup>ぐんしん</sup>

敢て臣を奉らじ勢をもつて徴るゝときは速に承伏仕るべしと一々謀ををしへければ羽鳥歡  
 びに堪す猶閑談時を移して歸りぬ是より羽鳥は日羅が敵に隨ひ數日の後百濟王にまみえ臣に  
 帝都に歸り大王の言をもつて復奏せるところ我天皇大に逆鱗ましく往昔先帝在位の日百濟す  
 でお新羅王に亡さるべきを天朝の威をもつて新羅を挫ぎ餘昌王をして百濟の王統を繼しむ今  
 其天恩を忘れ勅を背き日羅を渡さるること何の道理ぞ若勅命に應ぜずんば築紫國の勢を以て立  
 所は百濟に誅伐せらるべしと十分威儀を正しく申ければ元來百濟は柔弱なる國風ゆへ天皇の逆  
 鱗と聞より君臣恐怖して顔色をうしあひ俄に恩卒（恩卒ハ官名ニ百濟にては位三品トす日本紀  
 ニ名を記さず）德爾（德爾ハ名ナリ官をさるされず）余奴（名ニ）哥奴智（上にあまじ）參官（參官  
 ハ官名ニ名を記されず）德卒次于德（德卒ハ官名ニ四品にあたる次于德ハ名ニ）を使とし控御水  
 主聰しくさし添頓て日羅ををくり羽鳥を請て同船に乗せ皇國として發船をぞ成しける斯て海  
 上數日を経て同年七月吉備の見じま（いよし）へは備前備中備後を一國とし吉備と稱す兒鳥は今  
 備前（あり）に著是より早馬を飛し奏しける朝廷大伴の精手子連を見島に下され日羅を迎へて  
 難波の館に入給ひ又阿部の目臣と物部賢子の連を難波の館に下され日羅および護送の人々に饗  
 宴を賜りぬ是彼鹽海上遙なる地を凌ぎ來りし勞を慰問給ふ者なり嗚呼學ぶべきは文字の道なら

すや人として腹に文字なきは賢ハ米袋の如しといへば是等のとをいふなるべし日羅も外國  
 の賤官ことに皇國の人の子奴隸をもつて召さるゝ共可なるべきを如此重禮をもつて迎へたまふ  
 と實學内に備わり徳外に溢るゝ故あらずや扱日羅難波の館に來り未朝廷に召給わす其故は此頃  
 新羅國より調貢の使來り都ありて歸りす天皇前に新羅の任那を亡ぼしたることを深く憎ませ給  
 ひ恒に新羅を伐て任那の後を立んと思召るゝより自然日羅に召れしよし彼國の貢使に渡閑  
 の朝廷日羅を召るゝとは新羅誅伐の計策を回らされん爲あるべしと遠慮をめぐらす時は後の  
 患ありと慮慮かしく渡らせ玉ひ日羅を密かに畔戸の桑市の館（推古天皇の紀に阿斗の河邊の  
 館といふに同じ大和國磯城の下郡阿刀村是あり）に移さるこれ新羅の使帝都を退くを待て朝廷  
 に迎られんこのことあり此とき鹿戸の皇子日羅が難波の館より桑市に移り居るより聞せ玉ひ何  
 れもして見まほしく思しけれハ竊かに近臣と俱に桑市ふ趣かせ給ふ折ふし日羅館外へ出て風  
 景を逍遙せり是を見んとて牧童の儂ひ夥しく群り集り居たりける皇子ひそかに鹿布の單衣  
 るを召れて態と御面を垢つぐ跡にやつし繩を以て帶とし馬飼の童と俱に立列坐します日羅は皇  
 子を見奉り急に左右の者をあしのけ忽ち御衣を取止め降膝して拜をさせば皇子の御供に侍る群  
 臣日羅が禮をさし奉るを見て互ひに相顧み恐驚かすといふ事あり日羅の日君ハ正しく天皇の

皇子にて坐すべし如何なる故ありて卑賤の教意に群り給ふると又御手を取て館中へ請し奉り皇子も今の御衣を更め日羅に對し宜ひけるは我は當全の御甥殿戸の皇子あり卿が才凡夫にあらざる由を傳へさく爰に來るを果して汝が凡眼みあらざることを驚くものたまひしかば日羅又拜をあらし是より皇子日羅と物語し玉ふと舊知識のごとく須臾あつて皇子日羅が面を屹度觀給ひ今卿が面相を見るに正しく人の爲に害せられ非命の死を免れざる色あり宜しく慎むべしと宣ふ日羅笑つて臣幼年より此相あると知れり更に死を顧みず吉凶禍福は天より受得たる所の數あり伯夷叔齊が如き賢人すら猶餓死せり況や其余某か國の凡人何ぞ惜むに足らずと答へける誠は皇子の明あると神も通ずるか如く果して日羅奸人の刺を蒙り其年を越すして死したりき

〔第四〕 日羅密奏三良策一 德爾余奴刺三日羅一 日羅怨靈覆恩三卒參官等船一 新羅國の調貢

使は程なく帝都と辭して退きしかば稍て日羅を桑市より召れ玉座近く進ませ渠か容貌を敵覽ましますよ兩眼炬を列たる如く耳は珠を垂たるに異あらす美しき鬢腹にいたり人物甚勇壯よしで潜謀の雪中に伸るが如し此とき馬子宿禰を以て政の大事と並ふ任那國を興し新羅を亡すべき計策を勸聞せさせたまへは日羅合掌して奏しけるは陛下天下を平かにして皇統連綿のことはかたまたまは代々朝恩を蒙り仁智深き人々に勸聞せさせ給へは又任那國を復し新羅を伏せしめ給

はんとならは賢人を招き恩をふかくし罰を省き民には食を足らし兵には恩澤をまゝさせたまはれ朝敵仰かざるよ加わり民は調貢を遣ふ士は死を願はず水火の中よりとも怯れず身の恩澤に死せんとを思はれ皇國軍鼓の聲を聞て奪く賊に奮然ゆへし知斯するも三年にして其後軍船糧船を作り筑紫及び諸國津々浦々に嚴重に備へ置三韓を誅伐したまふべき其勢ひを張玉は三韓より渡り來るところの調貢使自然と之を見て懼れ懼れ本國に歸り此ことを三韓王に告へし其時智は臨氣應變を察し勇は烈火の中にありとも恐れず辨は人の心を動すべき良臣を撰ひ其人を以て一番に百濟國餘昌王を召さるべし若來らざる時は其子太佐皇子或ハ高官の者を召れ來るとさハ禮を厚くし謀を重くし以來の王自ら朝參すると能わすは王子親戚をもつて三年づつ皇國に參朝し交を賀として來るべし嚴重に勅したまへ能もし心を傾け從ひ奉らんと誓ふときは高麗王へも諭して召さるべし高麗國も百濟國と齊しく柔弱の國風により遠に來るべし若又來らざる時を王子大世の中を召され百濟高麗志を同ふして朝廷に伏すなよ於ては良將一人をえらび新羅國に遣はしたまひ速に任那の地を還し任那を立て勅したまへ新羅命に復し任那の地を朝廷へ還し奉らば其とき豫傑一人を撰び固く任那國を持たせ如此して彼國の先生の裔を立たまふことなかれ巨闢任那王の裔今の亡びて一人も血脈あることなし然らば任那を持つ大將をも久しく彼國に置給わ

僅よ三年を限として別に忠義をらひなき良將一人を渠に代て遣し玉ひ是より代く任那の  
 代番を定め三年を一任とし又任那の番將に赴者には妻子を遣わさず自然彼國の女に嫁するもの  
 むらへ嚴罪に處せらるべき旨法令を定め玉ひなべ任那の地は全く皇國の有とあるべし倍又新  
 羅王をも兩國の如く召よせられ來らざる時は是も王子倍臣の内を召をかれ後には倍臣を質と  
 することをしていかにも三國の太子たるべき者を招きたまひ三國交代して一王は國に置れ二王  
 は皇國に止め玉ひ是等ハ三年交として交還させ玉へ元來百濟高麗ハみな衰弱なる國風なるによ  
 り敢て救を背くと侍るまじ新羅ハ人氣勇壯あるにより究めて一番に背くと候ふべし其時は兩國  
 の兵よ我國の軍勢を合せて押渡され速に誅伐し玉へたとへ百度千回降参を乞とも赦し玉ふ事な  
 くと新羅王を誅し其後かの地を五ツに分ち其二分を皇國の官家とし二分をハ百濟國へ賜り聖明王  
 が時の忠誠に報ひ玉ひ一分ハ高麗國へ賜りて恩賞とし給ふ永く惡心を生ずる事候ふまじ然らば  
 後には百濟高麗兩國の王とも自ら朝参すべし時ハ一年宛交々に朝参せしめ如此し給ハハ三韓の  
 人は皇國の人とちがひ色を重んじ愛を厚くするが故に此國の婦人を乞て妾とせんと請へし其  
 時は願に任せ聽し玉へ自然皇國に下子を生むまじ交代して歸るときは妻子を乞て歸らしめ玉  
 ふこととなく又阿國王太子を立るとも男子幾個ありとも皇國にて生ぜし者を世嗣とすべしと勅し

主は永く皇朝の奴とあり自ら國家の藩鎮とあるべし退兵を用わ玉はず太平久しき道理ありと  
 官國長延の計策を乞奏しける天皇敏感斜ならず多く諫を賜り日本止り止り則ち阿比岐の桑市館に  
 遠させ玉へ由且又百濟より送來りし恩率參官其餘の官人にも各物賜り是ハ本國へ還るべきよし  
 勅を蒙り官人等すでに帝都を辭し難波の館に退き日を定め發船せんとす然るに此時恩率參官繪  
 比德爾余奴等に呷きけるは吾徒兩人此地に來りし後日羅を繼たる容子を伺ふに正しく新羅を  
 誅伐し任那を興すべき計畧を求めたまはれたる由新羅ハ我國先王の誓歎ありしからば日本  
 に力を合せ俱に恨を報すべけれどとも畢竟渠が計略に因るときは三國とのつから勢を挫しかれ獨  
 日本の威風を強し終には我國の大王も千里の波濤をしのぎ此土に朝参し奴僕の如く驅役わると  
 と必定あり退きて事の意を顧るに日羅を其儘に捨置ときは決めて後の患ひあり卿等いかよし  
 て此土に止まり國の爲一命を抛ち日羅を刺殺し候らへ我輩ハ其間筑紫の地に止り卿等の安否を  
 窺ひ相待へし事おふせせば筑紫まで逃來り給へ一同日本國に歸へし又我々も諸とも此謀略を  
 成さんといおもへとも平常日羅を親しからず方一渠が爲に疑はれて却てとを仕損すまじきに非  
 ずかし各の心症いかと思ひ玉ふやと歎息いつて尋るに德爾余奴等すこしも辭せず我々も此心あ  
 り國家の爲わづかの賤命を捨ん事何ぞれしむに足ん足下等徒に日を費し我を待玉ふとなく速



に本國に歸り玉へ面々兩側とも幸ひ日羅と眠むければ成 誠堂の中にありと猶計器を示し合  
 せ恩率參官に別離をつけ再び桑市の館に歸りける斯て德爾余奴の兩人の大和に歸り日羅が前に  
 出懸々と涙を流る我々兩人帝都を辭し難波より發船せんと仕りしがとも一にハ此國の天皇の德  
 を慕ひ二に之數月船中に於て先生の教を崇し事どもを思ひ取て捨るに忍びす立歸り侍りぬ願く  
 ハ先生序をもつて朝廷へ奏し我輩永く朝廷の臣とあして止め玉は其恩廣大あらんと實しやか  
 に欺くにそ流石ま博物の君子といへども人心の奸計を察するとあたわず悦んで兩人をといめ我  
 宜しく朝廷を羨し入々を薦め擧べしと終に館中にとめけるこも御情けれ是より晝夜こゝろを  
 つくし宜き時を得は刺殺さんと計といへども元來日羅才機深奥に彷彿たるのみよあらず勇力  
 人に勝れたれば容易は事計りがたく左や右猶豫さす内時日と過今日さくれて徒に同年十二月に  
 かりにけり此とき日羅は常に海濱の眺望を愛し難波の本郡の風景の雄に止りなきを奏しけれ  
 ハ天皇渠が望に任せ難波の館の側に住べと旨勅し玉ひ御月難波に移りしかハ德爾余奴も俱に難  
 波にしだがひ來り夜毎に日羅を附ねらひ衣服の裏に劍をかこし持て深更よあよふを待て己が臥  
 所を忍び出渡所ちかく伺ひより殺害せんと計むける然るに日羅は熟睡するよ從ひ身の内より光  
 出現し寢室燈火を列なる如く流石に大膽不敵の德爾余奴等も是に恐れて近づくと能わず誠に古

今未嘗有の人物ありされども兩人氣を馴まし尺寸の間を思ふと余念を忘れ伺ひけるが十二月晦  
 日の夜例の如く更るを待て日羅が寢所へねらひ密戸の隙間より開き見るに天運の縮る時節にや  
 今夜にかざり身の光少しも現れず借はいまだ熟睡せざるや否や櫛を戶外よ身をすりよせ耳をう  
 ばたて能きくに日羅が鼻雷車を引かてども兩人心どしく衣裏の短劍を抜せな一今夜皇天百濟の  
 運を守り玉ふか又ば我くの誠忠を思ひ給ふ時あるか否此時を失ひきは毎時か本意を遂べきと  
 寢所へ潜ひ入德爾劍を下して日羅が胸の上より一突に突貫くさしも三轉無双の豪傑も刺客の手  
 を免るゝ事かたかく聲をも立ず死してけるこそ無惜し此事さちに知者なく翰に己が房よかへり短  
 劍を隠し知らぬ顔して居たりける夜明て後日羅が從臣寢所に入て見るより大に周章し四方の人  
 を喚聚め衆人上を下へとかへし皆々群り奉つて骸を見るに氣息すてに絶ぬ身跡石鐵よりも冷か  
 かり諸人口々に言けるは是他所より忍入て害したるには非や恐くは郎中に在て日羅に恨有もの  
 所爲あらんといふに近臣の云く否さハハあらじ今此所は館に隣れり彼館中には新羅國の人  
 運留して多くあり疑ふらくは是が所爲あらん其詞未だ終らざるに日羅忽然と蘇り全く新羅  
 の所爲あらず我部下にあり德爾余奴等が手よ死せり我父恩率三官を殺すべしと言畢りて息絶た  
 り近臣轉急に德爾余奴を捜ぎに早此所を落失たり先早馬を以て帝都に急を告ければ天皇日羅が

横死を憐み玉ひ四方へ早使を遣し徳爾余奴を求め玉ふ所に既に兩人は播磨國鹿子の湊まで逃去たるを據にして朝廷へ奉りぬ有司の人々徳爾余奴を拷問あるに日羅を殺せし事ども悉く白狀に及びしかば頓て兩人を獄屋に入日羅が一族肥後國葦北の國造に賜り彼が爲に仇を報ふべき由勅し給ふ春陽悦ぶと限りぬく姫嶋の地に於て徳爾余奴を殺て日羅が恨をえらしける此とき恩卒參官は筑紫の地にどいまり兩人の安否を伺ふ處に兩人既に捕れたりと聞船を出して通歸らんと對馬の海上を過るとき俄に逆源天に漲り滿天漆を流が如く須臾の間四方闇夜となり潮煙たつて船の透尺寸の間も見分がたく船中大に狼狽さむ帆を下し楫を直さんとすれども叶わず又黒雲鬱鬱として雲中に日羅の姿有が如く船中ますく驚き水主楫取に至迄魂魄身に添はず純を解たる繩の如し風彌烈しく船忽ち巖の上に乘あけ微塵に碎けて恩卒參官みみ海底に溺れたりたましく端船ふのりて地方に遁たる者後此とを語りしかば是を聞人毎に日羅が怨望の嚴重あるを感歎せり斯有し程に鹿戸の皇子は日羅が死を恤み給ひ骸を攝州小郡西畔丘の前に葬りたまふ誠に皇子の神に通じ給ふと今年僅十二歳にてましくあがり日羅に對面し給ふ時早くも此難通おぼしきことを知し召されし事ども更し凡夫の論ずべき所にあらず感すべし尊ふべし

〔第五〕用明帝即寶位一並勅召沙門豐國一佛法渡本朝來歷一並佛法興廢歷代一敏達天皇

辛酉年乙巳の年天皇御異例にましく一日にまじ彌重らせ給ひ終に秋八月十五日にあたり大殿に崩御せしける皇后皇子は申も異なり群臣の歎き一かたならずされども北俱盧州の子蔵なるも終に滅盡の時あり南浮提不定の人壽王者といへども通れ玉ひぬぞ是悲あければ斯て玉體を廣瀬に殘し奉り物部弓削守屋の大連蘇我宿禰馬子大臣ありびに群卿皇太子橘豐日尊（聖德太子の御父之）を以て天皇の寶位に即奉る人皇卅二代の聖主是あり即位ましくて後都を大和國磐余の地に遷させ給ひ是を池邊双槻宮と稱し奉り蘇我宿禰馬子を以て舊のごとく大臣とし物部の守屋を以て大連とし其外群臣の官職故のごとし諸も鹿戸の天皇御年漸に長しさせ給ひ用明天皇元年丙午にハ十五歳に成らせ給ひ天皇降祚の後ハ土宮にましく万機の事を補け給ふ是によりて上宮皇子とも稱したてまつる用明天皇二年丁未のとし四月二日天皇磐余河上の宮におひて大禮の式行わせ給ふところに御意地常あらず玉體忽ち御惱を得させ給ひ群臣大に驚き急に宮中へ還幸なさせ奉りたましく勞奉れども彌重らせ玉へば鹿戸の皇子は晝夜玉牀の側を去給はず主上一たび供御召上るゝ時は皇子も共に食る玉ひ一日供御召上られざる時は輿に被召上ざりしと之偕此時いまだ皇太子を定玉はず天皇原來万民の爲鹿戸皇子を以て皇太子に成玉はんと思しめせども固く辭して受らせ給はざるふより先帝敏達天皇の皇子許多ましく第一を押坂彦人

大兄皇子第二は難波の皇子次春日の皇子大派の皇子竹田皇子尾張皇子あり是によつて第一御坂彦人大凡皇子を以て皇太子との成玉ひぬ或日天皇群卿より勅し給ひけるは朕平日三寶を婦依せり今三寶に祈り疾病平愈せば益三寶を尊信すべし若又愈ずして死したらんには後世の冥福を蒙らんのみされぬ道徳勝れたる僧を賞し來るべしと此時弓削大連守屋中臣勝海ひとしく進み出て奏して云く我國の神國あり天皇曾て我國の神祇を禰玉はす何ぞ外國の邪法を信し佛を拜し玉ふや國津神への恐れありと數々止め奉るといへとも天皇敢て守屋勝海が奏を容玉わす此とて押坂彦人の皇太子これを奉り豊國法師といへる道徳殊勝の出家を請し玉體に近づけ祈らせ玉は守屋勝海の兩臣は心の中に甚だ憤り豐國法師を白眼つけ滿面に怒の色を顯わし座を蹴立て立かへりぬ是より守屋は當今(用明帝)の御弟皇子穴穗部の皇子を以て天下の主となし奉んと計りける此穴穗部皇子と申奉るは御母の妹我稻目の女小姉の君とて用明帝の御母堅擲媛の御妹なり(姉妹どもに飲明天皇の妃とあり御體愛護からず御姉堅擲媛には七男六女を生たまひ御妹小姉君には四男一女を産玉ふ則用明天皇と穴穗部皇子とは異胞の御兄弟あり)又穴穗部皇子の妃の父君小宅部皇子と申をも守屋がたらしひければ一議にも及ばず同意したまひける此皇子は先本廿九代宣化天皇の孫の皇子あり

穴穗部皇子を其生質姦曲にして禮よ抱わり人の體を用ひ玉ひさるのみか色よふけり儒修究りなく既に敏達天皇當今を皇太子とし崩御の御兄皇子の寶位に即せ玉ふを恨みいかよもして當今を退け奉り皇位を奪んと計玉ひて凡行狀善からず不義の事ども多くおわしましけるを御情き

抑佛法本朝に渡る始は人王三十代欽明天皇(大和國磯城島金刺の宮に在す)即位十三年壬申年冬十月にあたりて百濟國聖明王の方より西部姫氏達率怒喇斯致契(一人の名之西部とい其司とる處之姫氏は姓達率官名怒喇斯致は名契の其尊み稱る字之)といふ者を使として始めて釋迦佛の紫銅の像一軀と幡蓋を奉らびに佛經同く論善數百千卷を持せ朝廷に獻じ別に表を奉る其文に云是法於三諸法中一最爲殊勝一難解難入雖周公孔子尚不能知此法一能生無量無邊之福德果報一祈願依情無所乏缺一且夫遠自天竺爰泊三韓一依教奉持無不尊敬一由是謹奉傳帝國云々天皇原衆万民を惠みたまひて又諸法を尊み玉ふか故に敎慮歡喜斜あらず然れども自ら善惡を決したまふ事あたはず群臣に歷問のうへ是を天下に弘べしとて悉々朝廷に之を納めらる是佛法皇國に入の權輿なり斯て天皇一日群臣を召れ今度百濟國より佛教を送朕彼佛像を見るに甚端嚴也之れを拜すべしと否や此とき一統のまだ一言を答へざるに蘇我大

臣稻目すゝみ出て漢土の大國といひ殊に周公旦孔子を以て世に出入心も諸國に勝れて聴く  
 容易他國の法を信すべき國にあらず今聞漢土佛法を信するとかや其外西蕃の諸國何も禮を  
 して拜する由されは大本の牙獨拜したまはざるの理あらんや陛下宜しくこれを拜し  
 たまへと奏す此時物部大連尾與中臣連 鎌子 齊しく進み出て奏しけるは我國の天照皇太神の  
 御苗裔日嗣の帝位に座す時は唯諸の神祇を拜し百八十の神を以て春夏秋冬の神事怠りたまひ  
 ざると國家の先例あり佛といへども蕃國の神あり是を拜したまわば恐らくは皇國の諸神祇怒  
 りをなし給ひいかある凶變あらんと量がたし決して拜したまふとぞかれと言を勵し諫奏すし  
 かれども稻目宿禰等は只管拜し玉へと聽め奉りて止す天皇しはらく敵愾をめぐらしたまひて  
 仰いだされけるは大臣は拜せよと云大連は拜するとぞかれと何も國家の爲ありしからは先群  
 卿の中情の願ありて佛を拜せんと思ふ者おらは朕に代りて拜せよ此時稻目宿禰すゝんで又奏  
 しける臣試みに佛を拜し申べしと天皇すおはち大臣の請にまかせて佛像を預けたまへば稻目  
 へ大に喜びてこれを受朝廷を辭して即ち己か小墾田の家を淨めて安置し又別莊の向原の宅  
 を伽藍とし是を向原寺といふ本朝寺院の權輿ありこれより稻目は自ら出家の業を修しける然  
 るに其後疫癘大に流行し家毎に病臥人民死すると驚しく治療を施すといへども治する者稀

あり物部大連中 臣連大に驚き扱こそ先に我輩類に佛法を國家に入給ふとなかれと諫奏し  
 奉りしに今上かつて聞召入れず蘇我の稻目が家を寺とぞかし斯る外國の神を祭るがゆへに我  
 國の諸神祇崇りをなし給ふと覺わたり遽に奏聞をどげ此弊を退けずば有べからずと兩卿ひ  
 どしく朝に出て奏しけるは先に臣等が申所を納給はず佛法を退け給わざるが故に今果して人  
 民の害におよび候ふ速に佛像經卷を燒すてられ諸神祇を和め給ひ後福を祈り給ふに如じと  
 頻りに奏して止ざるにより天皇有司に勅し給ひ佛像を高市郡飛鳥川の西なる難波の堀江に棄  
 れ忽ち稻目宿禰が家宅今にては伽藍に取立たりしを火を放つて一時の煙に燒すてさせ玉ひけ  
 るる程に佛法を修する者内々心を苦しめ再佛法の起るべきことを佛隨に祈り願ひける然るに  
 國津神の荒すさびる時の勢あり佛法我國に弘まるべき時運到來にや此に一の不思議あり翌  
 十四年五月河内國より奏しけるは河内國泉郡 茅渚の海上に夜々く梵音の響あり其聲あた  
 かも雷のごとし其所を見候へば光星の曜くに異らず明あると晝の如くに候ふと訴ゆるに群  
 臣をのく奇異の懷をなした皇すなはち溝邊の直を召れ急ぎりのよし見届来るべしと勅を蒙  
 り直茅沼浦におもむき夜に乗じて澳の方を眺望するに果して海上赫々としてさながら晝の如  
 く光彩のおこる所全雷霆の轟くに異ならず溝邊の直其夜の明るき待かね船をうかへ光のあり

し邊りに到りみるふ樺の古本忽然として海上に漂蕩す。熱許の樺箱を累ねたりと見ゆれども海中に有て朽す爛れず尋常の類ひとは見えざりき直すきは是を取天皇に奉る其夜より曾て海上梵音の響もやみけり此稻目宿禰を始として佛乘に心を傾し群臣評定しつ誠は殊勝の靈木あり光を放つのみか梵音の響を見たるひとへに佛天の加護疑ひなきし何ぞそ佛法を再び弘めさせたまへと歎き訴けるにより天皇も原來御心の中に入りしを以て佛徳を尊信せさせ玉ふ其願に任せ此楠木を以て工よ命し佛像二軀を造らしめ且是より百濟國へ勅まて佛經を講坐る博識の沙門を渡とべしと有しにより年々博識の名僧を遷て奉りける所て年往月去て天皇の三十年己丑のとし三月蘇我大臣稻目薨す同三十二年辛卯とし夏四月天皇御達例にまじり大程さく崩御あらせ玉ひければ諸卿評議あつて皇太子諱語田守中倉太珠敷尊を以て帝位に即位奉る人皇卅一代敏達天皇これあり物部尾輿の子守屋をもつて大連とし蘇我稻目が子馬子を以て大臣とあし給ひ物部蘇我兩家朝廷に並たち萬機の政事を預り天下昇平あり即ち先帝の都大和國磯城島金刺の宮および譯語田幸玉宮又は磐余池邊雙槻宮等に在せり同天皇六年百濟國より佛經禪律佛工寺匠等を献す同八年新羅國釋伽像を貢る同十三年秋九月百濟國より鹿深の臣といふ人彌勒菩薩の石像一軀を朝廷へ献り靈驗明著きよしを奏しける蘇我馬子の父稻目

把ひとしく佛法を尊信しければ主上石像を馬子宿禰に玉のりぬ馬子大に歡び即ち我館の側は佛殿を經營かの石佛を安置し香華給仕する人を選ひ住持せしめんと高麗の僧慧便といふ者播摩の國に有りしを迎へて護しめ且渠人司馬達等が女善信尼を以て齋會を設く此時司馬達等が食する齋の飯の中より忽然として舍利一枚を得たり光赫灼として尋常の物にあらず頓て馬子に献す馬子慧便に見せしむ慧便之を見て三度禮拜して申しけるは是佛舍利ありとて舍利の功徳を詳かに語るふ馬子は信心肝に徹し舍利を金函におさめ朝廷に奉り慧便が語りし舍利の功徳を奏す天皇はじめ郡卿あの一奇異の思ひをあし彼舍利を朝廷に止めらるべきに定りけり然るに物部の守屋の始めより佛法我朝にわたり海内弘むことを憤り蘇我の馬子ならず守屋大連は其為人豪驕にして人を見る事鷹犬の如く如何よもして馬子宿禰の非を見いだし其職を逐退そけんと思ひける馬子も其心姦惡くして且聰明なる上に一族蕃茂官職の守屋の下に有といへども威勢の守屋が上に出たり故に双方よき便もあらば其威を傾んと苦心をささげみけるる程に今佛舍利を朝廷に止め玉ふに定りしかば守屋の大連中臣藤原ひとしく進出て是をさへ一駁語をつくして諫奏するにより終に馬子宿禰と義論に及び其善惡を

試ん爲舍利を以て鐵質にをき有司に仰せて鐵槌を以て之を打ちし然るに鐵槌ハ陥むとて  
 ども舍利ハ更に壞す又水に投ずれども沈まず天皇甚だ怪しみ給ひ宮中に止んどおぼしめすと  
 いへども守屋勝海等が心懸を顧みさせ給ひ舍利をば馬子の宿禰に還し賜り朝廷を退けらる馬  
 子は舍利の奇瑞を尊み彌佛乘に歸依し高市郡大野丘の北又塔を建立し舍利を塔の柱心に安置  
 し天皇の十四年二月十五日塔成就し大會を催し歡ぶこと限なし然るに此時天下大に疫癘行わ  
 れ家ごとく悉く病ふし民死すること數を知らず物部守屋大連 中臣勝海等參内して奏をけ  
 る先帝等が諫奏を用ひ給はず稻目父子が奏を奉る旨を信じ異國の邪法を容させたまひ尙當  
 聖代にいたりても是を捨させ給はず 故に疫癘民間に流行し無民十に八九は死し國中の人種  
 既又絶あんとすひとへに蘇我の大臣の佛法を興し行ふるによれり其上石川の宅の東に寺を草  
 創し多くの僧を集め三人の尼僧を此所に住持せしめ僧尼一楮に有て猥に姦淫するよしうけ給  
 る速に僧徒を追拂ひ三人の尼をどらへ佛殿を燒捨られれば神明納受あつて疫癘止こと疑なし  
 と奏するにぞ折ふる馬子の宿禰朝廷に無りしかは守屋勝海に阿り諛ふ徒人々の言よつき異口  
 同音に此とを奏しければ天皇守屋が奏にまかせ寺館を破却すべしと 詔下りし程に今日守屋  
 時刻を移さず諸有司および軍吏の徒を引卒し先石川の宅の東ある彌勒の佛殿におし寄せ其身

は寺中より胡床を立させ其上に階坐軍吏に指揮して炬火を振立させ佛殿佛像ごとくく燒立し  
 む惜むべし美麗をつくせし高樓大厦忽ち一圓の炎と變じ猛火は東西に充滿て乱火の下より逃  
 出る僧尼烟にむせび手足を焦し漸逃出るを軍卒三尼を據にし夫より直ちに大野の丘にいたり  
 斧を揚て佛塔を斫倒し爰にも火を放ける斯て三尼は海石榴市の亭に罕を造りて入置佛像經卷  
 燒殘りたる物を悉く難波堀江に捨しめける蘇我の馬子は愁傷やまず遂に病を發す主上病を  
 問せ玉ふに馬子歎奏して曰く臣が病頗るたれもし三寶の力あらずんば平愈れもひもよらず  
 と帝これを憐みしからの汝ひとり佛法を行ふべしとてこれを許され猶三尼の行狀正きと明白  
 なりし程に馬子に還し玉りける馬子は再び蘇生の意地し稍て又造功を起し美麗の佛刹を經營  
 ける時に今年天皇御異例に渡らせ玉ひ終に秋八月崩御ましし用明天皇寶位に即せ玉ひける  
 に則位二年 丁未の歲に至りて御不豫にわたらせ給ふにより群臣にのたまわく朕佛法に歸む  
 て三寶を祈らんと欲すと此時守屋及中臣勝海等曰何ぞ國津神を背きて外國の神を敬んや馬子  
 曰唯 詔に任すべしとて豐國法師を宮中に入祈禱せしむ是より彌馬子守屋遺恨を合み終に大  
 亂におよぶ用明天皇は僅に在位二年にして崩御在しける

(第六) 物部守屋企二叛逆 並 主上崩御 偕も物部守屋大連中臣勝海等ハ天皇の佛法歸依

を憤り豊國法師が参内の時より暫朝参を怠居たりしが諸卿疑をたごさんと慮り人列々に参内し群臣とひとつて列座せり寶や隠たるより顯るゝあしと既に守屋大連中臣勝海此程より穴穂部皇子を以て天下の主となし奉らんとする計謀いつしか群卿の耳に漏さこぬけるにぞ人々所々に頤をかき合せ斯て此まゝに打捨とさるべ世へ大乱の端とありなん哀守屋が今日朝廷を退く處を路次におひて討取べしと謀計謀を決守屋の暇へも路頭に伏兵を置んと喧さける内々守屋に一味同意の人々には押坂部史毛尿八坂大市連小坂漆部連等あり晝夜頭を交へ奸計をこらし何にもして刺客を用ひ竊に皇太子(押坂彦人大兄皇子)を刺殺し奉んど工ける時に押坂部毛尿は群卿ひそかに守屋を討取んと計る催しを探り聞より守屋が耳元にさし寄云々の企を以て公を討取んと計る由承り候ふ未だ路次をさし塞がさる己前に疾府中に退き兵を催し豫め防禦の用意あり玉へ某も追付参べしと云に守屋さては密計漏たりと覺ゆじからば暫時も猶豫しがたしと勝海に叫び兩人一同に朝廷を下り河内國澁川郡阿斗の別業に引退き俄に入敵を催しける元來守屋が重忠ぬ浴する徒府中に充滿し其上所領の地廣大にして家人許多持たれば朝廷諸衛の兵なを恐るゝに足らずと待かけたり中臣勝海も己が家に備はり時に臨んで守屋を後橋とし一戦に及ばんと同じく勢をば備しける帝に御不豫に渡らせ玉へ此と自然敵陣に達しあは御腦のうへよ

御心を痛めさせ玉ふべけれどて有司の人を宮人を取しげめ敢て騒動のよしを奏し奉らずして有司諸官あの一朝廷を辞してさるの兵衛武蔵甲冑を鍛ひ弓矢を挟み大兄の皇太子の宮中に馳聚り馬子守屋の不和より起り私に打果さん論と申も有守屋勝海の兩人皇太子を立替ん爲の及逆ありとも云ひ途巷の浮説區をよて都の騒動あたかも蘇我馬子に隨心の徒の蘇我の館に密集り甚嚴に構けるり古今未曾有の大變なり此時中臣の勝海が家には墓々しき勢も来らず事成かたし覺束あきを察し皇太子の宮中に参りて降参しけるより稍て罪科を宥め玉ふ然れども是全く本心にあらざる事を察し皇太子の御内に舍人迹見の赤擽といふ者勝海が還を追かけ唯一太刀に伐殺せり守屋は勝海が討れし由を傳へき、斯ては大望成がたしと思慮をめぐちし馬子宿禰と詐り和議をなす馬子詐あるを知るといへども是を承伏して即日和睦を調へり此に於て都の内漸く静り諸軍甲冑を解て諸方へ離散あし穴穂部の皇子守屋大連と共に参内ありしにより上下安堵の思ひをなしけり然るに天皇御惱日々重せ給ひ同月九日崩御まし、是より群臣日を撰び太子を帝位即奉らんとする時皇太子次女御異例にわたらせ給ひ同五月に薨じ玉ひて百官有可安き心なく繼體の君を定め奉るまで先敏達天皇の皇后にて渡らせ玉ふ豊御食炊屋姫尊を以て主上とす皇后みづから天下の大政を聞き召れけるよ四月より六月まで即位空しく定まり

守諸郷詮諸多岐にわかれて更に一決せざりけり時穴穂部の皇子の守屋としめし合せ馬子を亡  
し炊屋姫の尊を押こめ帝位に上らんと大概手配を定め給ふ此こと馬子の宿禰の方へ漏聞なけれ  
ば馬子直ちに参内し皇子守屋が討略を一切炊屋姫に奏し其夜諸郷の兵五百余人を遣し皇子をは  
じめ御内の一族悉く追伐し畢ぬ

(第七) 守屋與官軍戰澁河一并 守屋天連滅亡 守屋の大連穴穂部の皇子の亡玉ひし由を聞さ  
ては大事露顯せり今の罪名通るゝ道なしされども天下の豪傑たる者自ら倒るゝを待んや大軍を  
引うけ花々しく戦ひて討死せんと阿斗の別業をこしめ家々火を放ち一燼は焼たて子弟郎等數  
千人引卒し河内國澁川の別業に立越四面に城戸橋を擡き上敷地の内に高さ數十丈の榎の大樹あ  
り一木をもつて敷地を覆へり其枝を小楯とさし高之櫓を造り要害堅固に楯籠り諸方の逆賊を招  
き募りしかば兎賊ども追々馳加わり押坂部の史毛原八坂大市連小坂漆部連を始として從類眷屬  
あるいは國々の無頼凡三萬餘人野にみち山にみふれ矢をはき楯を造り合戦の用意専らあり辭我  
大臣いそぎ炊屋姫の皇后を奏しけるにより皇后諸國の官軍を定められ守屋誅伐の軍議を遂らるべ  
もとて諸皇子諸郷を召集め玉ふ此時厩戸皇子年六歳はあらせ玉ふ諸皇子と共に軍議あるに言語  
稍非明白よして道理に的るを以て一決心同七月朔日官軍澁川へぞさし向らる皇族には泊瀬部の

皇子(欽明帝の皇子なり)竹田皇子難波皇子春日皇子(敏達帝の皇子なり)厩戸の皇子群臣より  
我馬子の大臣紀臣宿禰巨勢巨比羅夫膳臣賀根夫高木臣鳥羽羅を始として諸國禁軍國々の軍勢  
都合一萬余人なり就中沙瀬部皇子の年歳長せさせ給へば諸軍の指揮を司りたまひ眞先に備へ大  
和國池邊觀宮を發向し同日河内國澁川の城へぞ寄られける此とき守屋の大連は賊群をあつめ  
堅固に城を修て官軍既よ押よすると聞より路次の半途に伏勢を置て押よせ來る諸軍の半を不  
意よ起つて討やぶる程に官軍のたもひもよらば隊伍みだれて色めき立散々に敗北す厩戸の皇子  
も大に勇戦し給ふといへども守屋が大軍に敵しかたく終よ者の原といふ所まで敗走し此に屯し  
一夜をわかし再戦をなさんと議せられ翌七月二日敗軍を集めて澁川に押よせ數回攻戦とい  
へども悉く敗して一度も勝利を得ざりしかば厩戸の皇子軍慮をめぐらし素河勝遠見赤橋(當時  
厩戸皇子の仕ふ)を始として僅二百余人の勢を引卒し所詮人力の戦にては勝利有べしとも覺ぬ  
守偏に佛天の擁護をかりて戦ふには如しと折しも御陣の側に白鷹の木有けるを伐採給ひ自ら  
四天王の像を作り頂髪の中に結び入又諸軍にも四天王の像を畫きたる絹を甲冑に結つけさせ會  
て諸王子達にも告知らせ給はす夜の更を待て陣中を忍ひいで同三日曉黎澁川の城を押し寄せ猶  
豫るあらばこそ同音よ聞の聲をおげられける賊軍の兩日の戦ひを勝利に得て官軍恐るゝに足ら



ぞと心驚りて息をなし何の思慮なく臥たる處より朝露深き其下より旌旗空に翻り奔々と攻附  
 たりしが俄の寄手に城中おどろき周章大かたあらず尤其勢僅二百余人にして城中の勢にくらぶ  
 れハ九牛が一毛といへども官軍には神明佛垂の擁護や加りけん以の外の大軍と見あし城のほと  
 りへ寄附じと面々物の具をも着ず大襖も成て櫓にのほり散々に矢を放ち多くのあだ矢を射捨た  
 れば矢種大半射盡したり跡に残りし官軍の陣には麻戸皇子僅の勢にて澁川へ向わせ給ひしと曉  
 に聞え諸皇子始馬子も以の外驚嘆し何かは以て溜るべき皇子の御身危しとて我先に出陣し思く  
 又駈付馬烟天をくらし東五六里が間塵土虚空にたぶき駈しなご云斗なし守屋が城中より  
 是を見て今日都より後詰の大軍向ひ凡十四五万騎も押寄たるやうなもひ戦はざる先に義精お  
 ち唯あされたる斗之此時守屋が憑み切たる押坂部毛尿八坂大市連小坂漆部の連忽ち西の門を開  
 逃出せば賊群何となく騒ぎたち我一にと逃出し制しがたく見ぬにけり是正しく朝廷へ背きたる  
 天誅且は四天王擁護し給ふと覺て憑しき守屋は櫓の高檣に上り大音上げて味方を勵まし下知  
 あすに麻戸皇子先陣に進み諸天大神祇をまもり得せしめ玉ば、四天王神の爲に寺塔を造立すべ  
 しと心念に祈誓し給ひ速見赤禰に下知し玉ハ赤禰ハ弓をとり天神地祇を念ふつゝ能引て兵と  
 ハあつ其矢遙に遠しといへども長鴨初響して大連が駒いたを射つらぬき矢尻しら〜と脊骨の



舞

方拔出たり何かハ以て堪るべき直逆に隨て死にけり秦河勝是を見て門を破りて城中にかけ入所々に火をかけたなり賊軍守屋が討れたるよ肝を消し我一にぞ逃出し踏ころさる者數をしらず城中ハ全く火となり河勝は乱火の中より守屋が首を取て城外に出麻戸皇子に奉る此時後陣漸に馳つけ逃出者を生とり討とること夥ししかれども泊瀬部の皇子はこれを制し降る者のみだりに給わす終に城全く落にけり偏に麻戸皇子一人の功にして衆人賞せずといふとをし倍朝廷には軍忠を抽てたるものには恩賞を行われ赤鷹を迹見の首にあされ一五頃ハ田地を賜りぬ麻戸の皇子奏して攝津國に四天王寺を造立し給ひ次に守屋が追福のため大和國飛鳥村に法興寺を造立し又守屋が領する處の地都て十八万六千八百九十頃（頃は今法六町六段二百四十歩にあたりあり其地河内國には弓削鞍作祖父間衣摺蛇草足代御立葦原津國にては於世摸江嶋田熊嶺等あり是等の地を麻戸皇子奏聞して悉く四天王寺を始として所々の寺々へ寄附せさせ給ひ又御一代の中に建立し給ふ寺ハ法隆寺元興寺中宮寺妙安寺葛城寺其餘すべて四十六箇寺實ハ國々の寺院多くはこの皇子より發れりとあり

（第八）本朝女帝攝政之權興並太子經三營四院　　さる程に天下既よ昇平に飯ずるといふとも兼天子の御位定らざるにより群臣詮議あつて泊瀬部皇子をもつて皇位よ定め奉る此は欽明帝

第十二の皇子にして蘇我馬子宿禰の妹小姉君の生玉所なり帝位を繼め奉ることハ炊屋姫皇后の御計とぞ則三十二代崇峻天皇是なり在位五年の間太だ穩なり所よいかある故にや有けん大臣馬子と御中快からず常に打亡すべき慮慮ましますといへども此人執政の大臣といひ殊に天皇の御ためには外眞といひ其上守屋勝海等亡びて後天下の政務大となく小となく馬子一人に版して所領田園尤多く又炊屋姫皇后ハ敏達天皇崩御の後より天下の大政を聞き召れ皇后も馬子の爲に御姪君にて渡らせ玉ふうへ深く馬子を尊敬し玉ひ威勢頗る強大あり馬子も元來天皇の恒に己を忌嫌ひ給ふことを知けるに折ふし讒言をす者ありて馬子を怨らしむるより終に逆意を企て東漢直駒を以て天皇を弑し奉るしかれども百官有司馬子ハ權威に恐れ此罪を責者さらに一人もあかりけり此時麻戸皇子廿一歳之期て後群臣評議して麻戸皇子を以て天皇の位にすめ奉らんといへども曾て天位を知しめさるはよつて炊屋姫皇后を以て皇統を嗣せ奉り廿四代の帝王とあし奉る推古天皇これあり此時麻戸皇子を推古天皇の皇太子とあし給ふ皇子固く辭し給へども曾て勅詔三たびに及び終に皇太子と成給ひ天下の万機を攝收し給ふ本朝女帝のはじめ又攝政の始是なり此より世人聖德太子と稱しけりゆりし程に太子天下の御政を御身身にゆだねさせ給ひ四海の民をめぐみ内には神祇を尊み餘徳を讃嘆む給ふにより風雨も順にして天下昇平なると昔に賜られたり同二年五月高麗國の沙門惠慈來朝す頗る學業優深あり之よつて太子師として佛敎を學び給ふ同五年百濟國の王子阿佐來朝す太子に謁して偈を説て曰く敬禮大悲觀音菩薩妙教流通東方日國四十九歲傳燈演說大慈大悲敬禮菩薩と云々此とき太子の眉間より白光を放つ阿佐再拜して退出けり同六年戊午三月膳大娘を以て外妃とし給ふ太子御歳廿七歳之是より前推古帝未敏達天皇の皇后にでまします時皇女貞觀姫を以て太子の正妃と定め玉ひ是によつて膳の大娘をば外妃と稱せり同年夏四月太子諸國に名馬を求め玉ふに甲斐國より一匹の名馬を獻す一身豎よりも黒く四脚みな白しこの驪駒は神馬なりとて舍人調子磨といふものに養はせ玉ふ同年秋九月に至り太子これに打乗舍人調子磨を具せられ本宮を出させ玉ひ東國に赴くと東に向ひ給ふに馬ハ怒ち空は騰り雲を踏んで須臾のうちに富士の嶽ふいたり夫より信濃を經て越の白山に登り玉ふに山岳嶮を遙の下に見かろし四の蹄土を踏す始より終に至るまで恍惚とて空中を行が如し之に依て東國北國の地理男女農業紡績の形勢を看給ひ万民稼穡の苦を察し又諸國の險易或ハ調貢の遠近をさとり三日にして還らせ給ふ群臣この程太子宮中に座さるににより安さ心なく天皇も敬禮を授けたりす渡せ給ふ所に還御ましければ人々歡喜斜ならず太子ハ有し事ども詳らかに語り給ふに群臣舌を卷て恐れいり太子は神に通む

第十二の皇子にして蘇我馬子宿禰の妹小姉君の生玉所なり帝位を繼め奉ることハ炊屋姫皇后の御計とぞ則三十二代崇峻天皇是なり在位五年の間太だ穩なり所よいかある故にや有けん大臣馬子と御中快からず常に打亡すべき慮慮ましますといへども此人執政の大臣といひ殊に天皇の御ためには外眞といひ其上守屋勝海等亡びて後天下の政務大となく小となく馬子一人に版して所領田園尤多く又炊屋姫皇后ハ敏達天皇崩御の後より天下の大政を聞き召れ皇后も馬子の爲に御姪君にて渡らせ玉ふうへ深く馬子を尊敬し玉ひ威勢頗る強大あり馬子も元來天皇の恒に己を忌嫌ひ給ふことを知けるに折ふし讒言をす者ありて馬子を怨らしむるより終に逆意を企て東漢直駒を以て天皇を弑し奉るしかれども百官有司馬子ハ權威に恐れ此罪を責者さらに一人もあかりけり此時麻戸皇子廿一歳之期て後群臣評議して麻戸皇子を以て天皇の位にすめ奉らんといへども曾て天位を知しめさるはよつて炊屋姫皇后を以て皇統を嗣せ奉り廿四代の帝王とあし奉る推古天皇これあり此時麻戸皇子を推古天皇の皇太子とあし給ふ皇子固く辭し給へども曾て勅詔三たびに及び終に皇太子と成給ひ天下の万機を攝收し給ふ本朝女帝のはじめ又攝政の始是なり此より世人聖德太子と稱しけりゆりし程に太子天下の御政を御身身にゆだねさせ給ひ四海の民をめぐみ内には神祇を尊み餘徳を讃嘆む給ふにより風雨も順にして天下昇平なると昔に賜られたり同二年五月高麗國の沙門惠慈來朝す頗る學業優深あり之よつて太子師として佛敎を學び給ふ同五年百濟國の王子阿佐來朝す太子に謁して偈を説て曰く敬禮大悲觀音菩薩妙教流通東方日國四十九歲傳燈演說大慈大悲敬禮菩薩と云々此とき太子の眉間より白光を放つ阿佐再拜して退出けり同六年戊午三月膳大娘を以て外妃とし給ふ太子御歳廿七歳之是より前推古帝未敏達天皇の皇后にでまします時皇女貞觀姫を以て太子の正妃と定め玉ひ是によつて膳の大娘をば外妃と稱せり同年夏四月太子諸國に名馬を求め玉ふに甲斐國より一匹の名馬を獻す一身豎よりも黒く四脚みな白しこの驪駒は神馬なりとて舍人調子磨といふものに養はせ玉ふ同年秋九月に至り太子これに打乗舍人調子磨を具せられ本宮を出させ玉ひ東國に赴くと東に向ひ給ふに馬ハ怒ち空は騰り雲を踏んで須臾のうちに富士の嶽ふいたり夫より信濃を經て越の白山に登り玉ふに山岳嶮を遙の下に見かろし四の蹄土を踏す始より終に至るまで恍惚とて空中を行が如し之に依て東國北國の地理男女農業紡績の形勢を看給ひ万民稼穡の苦を察し又諸國の險易或ハ調貢の遠近をさとり三日にして還らせ給ふ群臣この程太子宮中に座さるににより安さ心なく天皇も敬禮を授けたりす渡せ給ふ所に還御ましければ人々歡喜斜ならず太子ハ有し事ども詳らかに語り給ふに群臣舌を卷て恐れいり太子は神に通む

玉ふとを驚きけり尙此のちも彼馬にのりて出させ玉ひ五日七日還らせ玉はさること數回有しと  
其たびとに彼馬雲をふんて空中に登り調子馬轡を取て同じく雲中に駈り給ふとかや爾後太子  
奏聞をとけ都の四方四院を建立したまふ四院といふは敬田院施藥院療病院非田院等なり

敬田院(出家より限らず俗人よても戒律をたもち修行せんと思ふ者を入おかれ法華經勝鬘經を  
つねに講じさせたまふ)施藥院(一切の藥草をうゑしめ法にしたかつてくすりや合させ各病  
を得て藥を用んとすれども身上食ふくして用ること能ひざる者に願にまかせてほどこしめ  
たへたまふ)療病院(一切男女親るいなき病者を寄宿せしめ日々に養育せしめ師長といふ者  
に命じて藥をあたへ父母の子を憐むがごとくし玉ふさり)悲田院(老て子なく幼にして父母  
をうしなひ貧ふして頼かたなき者をやしなひ幼きもの成長するに従ひては其分に應じて四  
箇院の雜事の役をつとめさせたまふ職にこれらの行ひは文王の聖徳よも勝れたり末代王者の  
万民を撫育したまふ龜鑑なり

第九 太子定冠位十二階 並 憲法制二十七條 帝勅太子一讀勝鬘經 并 太子諸州爲凶年之  
備 太子居斑鳩宮 并 葬科長御進 聖德太子御遺體 聖德太子御遺體 聖德太子御遺體  
日遊 同九年 辛酉年太子御歲三十となりせ玉ひ天和國斑鳩宮を營此ふ移らせたまふ是

を斑鳩宮に中叙此時までは吾朝いまだ曆の曉なき唯草沐の花ちり葉の落るを見て以て農業を起  
せり皇太子陽胡史王陳といふ者を選ひ百濟國へつかおも曆を作る術を習はしめ給ふ王陳百濟國  
に止ると二年沙門勸勒といふものを師とし學び大器を得たりといへども未其深淵盡しかたきを  
もつて勸勒を伴ひ飯朝す太子厭する所の曆書天文地理の書および遁甲方術の書を一覽し給ひ勸  
勒いまだ解しがたき處多かりしを太子速かに解し給ふと恰も通達せし人の如く却て勸勒のおよ  
ばざる事途あり勸勒大に驚き舌を巻て敬禮せり是より曆法吾朝に用ひらるゝ始として偏に太子  
の御功なりき同十一年 癸亥十月天皇小墾田の地へ都を遷させ給ひ是を小墾田の宮(大和國高  
市郡)と申す此時三十二歳なり格又秦の河勝に命じて兵法を講せしめ又河勝軍法十二道を編て  
奉る同年十二月太子奏聞して十二の冠階を定め給ふ十二階といふは大徳小徳大仁小仁大禮小禮  
大信小信大義小義大智小智之是我國よ於て位階を定めらるゝ始あり同十二年國家のため十七條  
の憲法を定給ふ同十四年太子三十五歳に成らせ給ふ今年七月天皇太子を請じて勝鬘經を講せし  
め給ふ太子袈裟を被塵尾を握獅々の坐にのほり經を講じたまふ講畢つて天より蓮華を雨す帝敕  
越前ならず即ちその地に伽藍を建立し給ふ(今の橘寺なり)同十月勸して法華經を岡本宮に於  
て講せしむ播州の莊田一萬畝を以て施物とす太子納めて法隆寺の産とし給ふ是年諸州に命じて

池を堀渠を聞き屯倉を置て以て凶年の備へとし給ふ同二十年百濟國より味摩之といへる人來朝して吳國の舞樂を奏す太子吾朝の國人をして之を習ひしめ玉ふ同廿七年己卯年太子四十八歳かねての畿内諸國に命ぜられ國々に寺院を造立せさせ給ひ寺地あきには地を賜わり林木あきには材木を思み給ひ今年ことごとく造功あわりし由國々より訴へければ一々巡覽ましますべしとて正月上旬彼驪馬に召れ侍臣と俱に諸國をいらんし給ひ爾して後河内國科長に赴かせ給ひ百濟國より來りたる墓工を土師連に附て此處にたひて我爲に墓を築くべし我世を去事久しからず墓の内に二の床を設くべし一は我床一は妃の床ありと一々指圖し給ひて斑鳥宮に還らせ給ひける同二十八年庚辰の年太子四十九歳に成らせ給ふ既に去年より以來病に臥たまひ御心よからずといへども三月三日には聊御快くあらせ玉ふにより群臣御子達と俱に參内し給ひ曲水宴を鞠め奉り給ふ同二十九年辛の巳とし二月五日(或廿二日と云)癸巳日太子恒よりも快よく渡らせ給ひ晩に及び沐浴めさせ玉ひ妃にも同沐浴をつかわせ參せ給ひし御衣を召かへさせ玉ひ稍て殿に入席を及へて臥玉ひぬ然るに翌朝皇太子妃と俱に曾て起させ給わす侍臣の人々殿の御戸を開き見奉るに太子並に后忽然として眠たるか如く薨じさせ給ひぬ(此段曲亭馬琴翁が燕石雜誌を輯録するに當り男女情死の條に於て其淵源する處を此に取られしと雖とも末世の今日に至り

男女痴情に迫りて同死を謀るか如きもの同日の論にあらす唯該書の如きは翁か博洽古今に網羅し群書の中極めて其萃を抜かれしものなれば依て其書を證據引用する人も少なからざること思惟すれば今此書を校するに際し聊か贅言して後考に附す(今年御年五十歳前代未聞の事どもあり侍臣大に周章し皇太子の御子山脊の大兄王小管王管手女王手島女王御孫君には末呂女王難波女王弓削王佐保女王三島女王甲可王御弟に殖粟皇子茨田皇子悉く築り手の舞足の踏所を忘れて愁傷し玉ひ且帝の御歎き一かたならず蘇我馬子をいしめ群卿燈を失へる如く迹見赤檮秦河勝が哀聲耳に滿都の内は言もさらなり畿内遠境の民此とを聞ける者父母の別の如く歎悲しますと云とあし市中にては物をあきなふ商戸は業をやめ農民耕夫耕をせず搗米者は杵を落し行人の道にといまり皆聲々ふあげき今日既に月日の輝を失ひ給ひ天地崩るゝ如く此後何をか特とせん悲し容形はむかし釋尊入滅し涅槃の雲に隠れたまひしに異ならず斯て雙の棺槨をそあへ太子及妃の遺骸を抱きおのゝ棺中に藏め奉らんとするに御容貌さあから生るか如く御身の香ばしみこと云限なし御屍の輕きこと衣服を上るよりも輕同廿二日に河内國科長(御墓山は河内國石川郡太子村にあり磯長山敷祖寺と號す俗に上の太子といふ)庶内の中央に皇太子の御母穴穂部間人の皇后東の方の皇太子西の方は太子の後膳の大娘都合三箇の石棺を藏む故に三骨一廟と號す)

の御墓へ葬り奉る既すでに墓はか工たくらに命いのちし去年より以來このころより土師連御墓を造り中に二の石の床とこを双まっす今年正月に成就じょうじゆし同二月ふ葬輿こしを送り御墓はかに收め参まゐりすると兼かねては其期そのこを知し召よれたる故ゆゑあり誠まことに喪輿さんごを送り奉る光景ありさまひとへに天子の乘輿ちゆうごを送るに齊いっ大臣以下上卿太子の御弟王子みまを麻あしの鞋くつを召よさせ玉たまひ前後左右ぜんごうさゆうに陪從たんとくし各たの雜華さいわを擎さげ諸の釋しやく衆しゆの枕まくら頭あたまを讀よみ華はなを雨あめに奉る既すでに御葬おんさいの事こと隠かくる遠近えんきんの貴賤きせん巷まちにみちことくく裘服いさごころもを着き香かうを燒やけを放はなつて哭なしみける天皇てんかうも此世の眼まなこりと思し召よされしにや遙はるかかに高たかきに登のぼり遠とほく窺のぞきまし御衣おんぎを只管ただくだら絞しぼらせ給ふ御墓おんぼに葬まりて後は邊鄙へんひの民たみわいくに來り集り五十余日の間まは毎日御墓の周圍まわりを巡りて悲かなみける然しかるに平々へいぜい愛あいして乘のらせ玉たまひも甲斐かひの驪馬りくまの太子たいし葬まれさせ玉たまふ日より悲鳴ひなめいして更に水草すいそうを喫くらわす葬まり奉る時ときも喪輿さんごの左ひだりの方に引ひて御墓おんぼまで連つられしが棺槨くわんかくを收め奉りし時とき鳴なと一聲いっせいして即日じつじつ忽たちち死ししけるこそ不思議ふしぎあれ往昔むかし楚國そこくの項羽かううが乘のたる烏騮うごとんへる馬うまの項羽かうう烏江うかうに陳ちん没ぼくせし時とき悲かなみ鳴なで忽たちち水中すいじゆうに死しせりとかや項羽かううは所謂いひゆる暴惡ぼうあくの將しやうたり然しかれども平へいに馴なて愛あいを蒙かりし恩おんを忘れず主しゆの死しを悲かなみて死しせり況いはや皇太子かうたいしは天下てんかの大仁たいじん本朝ほんてうの聖人せいじんにておわしませハ畜類ちよくるいといへども死しに殉しんひ参まりする事こと誠まことに感かずるよ堪たたり又また此時このとき奇異きいなるハ葬まりし日より五十日いそじつばかり歴たて一いっの異鳥いとうちう來り御墓おんぼの上に棲すまりて去さらすその形かたち鶴つるのごとし毛色けしき白く諸人しよじん何鳥なにちうと云いふを知らずしらす鳥ちう

の類御墓の邊へんへ來り近ちかづく時は遠く追おのけ供物の類たぐひ諸鳥しよちうにとらしめず神妙しんめうよ守まもるにより時の人ときの人これを見て守墓鳥しぼといへり三年の後ご何方どこへ去いしや會あつて再また來りサ今の世の人このよの人空室くうしつを獨守ひとりまもりて寂莫さびしく住居すまものを守墓鳥しぼといふハ此この由縁よしづなりとかや偕あ又高麗國かうらいこくの僧惠慈法師そうゑじほうしを去ぬる二十三年十一月にじゅうさんねんじゅういちがつよ本國ほんこくに歸りしが今般こんぱんすでに皇太子かうたいしの薨かうじ給たまひし由よしをさま大に悲かなしみ本國ほんこくの僧そうを集あめ齊せいを設たげ自ら讀經よみきやうし左右さゆうの人に誓ちかひ上宮太子かうきゆうたいしの日本にっぽんの聖人せいじんなり新あらたなる聖德せいとくを具足ぐそくして粟散邊鄙もくさんへんひの小國せうこくに生なれ給ふものハ空くうく佛法ぶつぽふを東土とうどに弘ひろめ給ふべき權化ごんげの再生さいじやうなり故ゆゑに三寶さんぼうを尊敬そんけいし万民ばんみんを救すくひ給ふ我異國われいこくに生るといへども宿緣しゆくえんの深ふかき所謂いひゆるありしにや彼國かこくにわたり朝暮あさむし敬けいをうけ斷金だんごんの交まじりをおせり我獨生われひとりたりとも天下てんかの間に此後このご永く智音ちいんなし我來年われらいねん二月五日にがつごにちハ太子たいし遷化せんげの周期しうきにあたり此日に死しして必かならず上宮太子かうきゆうたいしと淨土じやうどに遭奉あり共に衆生しゆじやうを化度けだすべし云々果はして誓ちかし言ことに違たがはず聖年せいねん二月五日にがつごにちに當り齊戒沐浴さいがいよくし寂然殊勝じやくぜんしゆせうにして死ししたり高麗かうらいの人の言ことふ上宮太子かうきゆうたいし獨聖ひとりせいなるに非あらず惠慈ゑいじも又聖せいありといへりとかや此事このこと後に我國わがこくへ聞きこえ聽人きこひ數々かずかず感かじけるとかや

聖德皇太子廟內碑石偈

大慈大悲本誓願。愍念衆生如一子。是故方便從西方。誕生片州興正法。我身救世觀世音。定惠製女大勢至。生育我身大悲母。西方教主彌陀尊。真如真實本一體。一體現三同一身。片域化緣亦已盡。還歸西方我淨土。爲度末世諸衆生。父母所生血肉身。遺留勝地此廟窟。三骨一廟三尊位。過去七佛法輪所。大乘相應功德地。一度參詣離惡趣。決定往生極樂界。

松子傳曰。太子嘗入磯長廟內。記偈于碑石。松子倍從。親見之。云云。又天喜二年九月二十二日。僧忠禪建塔於磯長廟。側掘其地。得瑪瑙石二枚。石上有文曰。吾爲利生出彼衡山。入此日域。降伏守屋之邪見。終顯佛法之威德。於處處造立四十六箇之伽藍。化度一千三百餘僧尼。製記法華勝鬘維摩等大乘義疏。爾修善之道。漸以滿足矣。今年(歲次辛巳)河內國石川郡磯長里。有一勝地。尤足稱美。故點墓所已畢。吾入滅以後。及四百三十餘歲。此記文出現哉。爾時國王大臣發起寺塔。

願求佛法耳。此石現在磯長取福寺。世曰瑪瑙石識文。具出取福寺記。

明治二十年五月十三日翻刻御屆  
同年八月 日出 版

定價金六十錢

編者 未詳

日本橋通三丁目八番地

野村銀次郎

辻岡文助

鶴聲社

兔屋誠

上田榮次郎

山口屋藤兵衛

丸屋鐵二郎

春陽堂

鈴木喜左衛門

出版大賣所

- 日本橋橫山町三丁目
- 同區 同町三丁目
- 京橋區 南鍋町
- 京橋區 尾張町
- 日本橋馬喰町三丁目
- 同區 通り三丁目
- 同區 南傳馬町
- 同區 藥研堀町





